

## ひとり暮らし高齢者等への電話相談を実施します

区では、社会福祉士等の資格を持つ福祉の専門職員である「ふれあい相談員」が、積極的に高齢者宅を訪問し、相談を受け、必要な支援につなげるなど、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方を支援しています。

しかし、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、重症化するリスクが高いといわれる高齢者宅への訪問は継続することが困難な状況にあります。

一方で、外出自粛などで孤立しがちな高齢者の心身のケアは、これまで以上に重要となっていることから、ふれあい相談員が高齢者宅へ電話をかける電話相談を実施することで、ふれあい相談員による相談支援や見守りを継続します。

### 事業のポイント

- 日頃、訪問活動を行っている「ふれあい相談員」が高齢者の生活状況を電話でお聞きし、きめ細かな相談に対応
- 訪問よりも頻度を上げ、短期間に多くの高齢者に継続的な見守りを実施
- ふれあい相談員はテレワークでの相談業務により、ふれあい相談員自身の感染を防止

### 電話相談の概要

- 1 対象者  
70歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみ世帯(ただし、施設入所など一部の世帯を除く。)
- 2 対象世帯数 約8,300世帯
- 3 相談期間 令和2年4月16日(木)から当分の間
- 4 郵送による案内  
電話番号が不明な世帯(約4,000世帯程度を想定)や複数回の架電に対し応答がない世帯へは、ご案内を郵送します。

※事業を区ホームページで周知する際は、悪質電話の注意喚起も併せて行います。

#### 【問合せ先】

高齢者支援課 課長 金田(かねだ) 電話:03-3578-2390(直通)  
高齢者支援課在宅支援係 係長 小林(こばやし) 電話:03-3578-2400(直通)